

（所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書に関する交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日署名された議定書（以下「二千二十一年議定書」という。）、二千十年五月二十一日にベルンで署名された議定書及び二千二十一年議定書によって改正される千九百七十年一月十九日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約（以下「条約」という。）並びに租税に関する二千十年五月二十一日付けの日本国政府とスイス連邦政府との間の交換公文（以下「二千十年交換公文」という。）による合意に言及するとともに、次の提案を日本国政府に代わって行う光栄を有します。

1 二千十年交換公文2の規定は、二千二十一年議定書第十九条2の規定に従って二千二十一年議定書が適

用される租税について適用されなくなる。

2 条約第二十五条12(b)の規定に関し、評価することが困難な無形資産に関する条約第九条1に規定する状況における利得の更正とは、二千十七年七月付けの多国籍企業及び税務行政のためのOECD移転価格ガイドライン第六章D4（評価することが困難な無形資産）（改正を含む。）に従ってなされる当該更正をいうことが了解される。

本使は、前記の提案がスイス連邦政府にとって受諾し得るものである場合には、この書簡及びその旨の閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が二千二十一年議定書の効力発生の際に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十一年七月十六日にベルンで

スイス連邦駐在

日本国特命全権大使 白石興二郎

スイス連邦

大使 国際金融庁副長官 シュテファン・フリユツキガー閣下

（スイス側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本使は、スイス連邦政府が前記の提案を受諾し得るものであることから、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が本日署名された議定書の効力発生時に効力を生ずるものとすることを確認する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十一年七月十六日にベルンで

スイス連邦

大使 国際金融庁副長官 シュテファン・フリュツキガー

スイス連邦駐在

日本国特命全権大使 白石興二郎閣下